

水産食料品製造業における通路を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	15～16	乾燥工場から事務所へ移動中、足を滑らせて転び、左手を打ち左手首を骨折した。	68～29	10
1	16～17	2号パック場の清掃中、つまずき転んでしまった。	55～49	30
2	11～12	完成した製品を凍結庫に入れるため、凍結庫の霜に近づいたところ、扉に付着していた氷を外したものが床にくっついているのに気付かず踏んでしまい、足が前後に開き尻もちをつき、体が倒れないように右手を突っ張り、体を支えた。当日は、亀裂骨折に気づかず、そのまま作業を続けたが翌朝、指が腫れていたため整形外科でレントゲンを撮ったところ、亀裂骨折が判明した。	66	—
2	7～8	作業工場内において、作業準備として、まな板3枚を次亜塩素酸液を洗い流すために場所移動しようとした際にU字溝の蓋の部分でまな板を持ったままの状態ですべて転んでしまった。右手はU字溝の蓋で切って左手はまな板に挟まれ損傷した。	62～29	10
2	13～14	第三工場おにぎり包装3部署おにぎり包装1号機にて検品中、フィルムの柄ずれが発生したので修正の為操作盤まで移動の際、床に落ちていた海苔を踏み転倒し、右手首を負傷した。	48～499	300
2	11～12	資材置場からキャップの入った木箱（67×45×38）を工場内に入れる際、通過する水洗い場において、普段は機具の洗浄は作業終了後にするので床は濡れていないが、今回マットが湿っていたため木箱を抱えたまま、滑って転倒し、全身を打撲し	54～29	10

		た。		
3	18~19	工場焙焼室にてバケツを右手に持って移動中、濡れていた床に足を滑らせ尻もちをつき、左手も床についたが、そのとき左肩が外れた状態になった。自力で肩を戻して様子を見ていたが、痛みがとれなかった。	61	10 ~ 29
3	9~10	工場内において、大きいタンクに水を入れるためにハンドリフトで運んでいるとき、足を滑らせ転んで足を捻り、膝蓋骨を脱臼した。	42	50 ~ 99
3	15~16	被災者は、包装機ライン8号機生産終了時、不要となった段ボールを台車に乗せてゴミ捨て場に運搬中に、既に生産を終了し水拭きをしていた包装機ライン7号機横を通過した際に足を滑らせ転倒し、臀部を強打した。	49	50 ~ 99
4	14~15	納品のため、取引先駐車場で商品（40cm×60cm×14cmの箱）を両手に抱えて徒歩移動中、誤って車止めにつまずき転倒した。	66	30 ~ 49
4	14~15	作業中に気分が悪くなり、トイレに向かう途中の廊下で気を失って倒れ、顔面を床に打ち、唇と歯を負傷した。	20	50 ~ 99
4	14~15	第2加工場内に於いて、資材を取りに移動中、誤って右足を滑らせ、弾みで床（コンクリート）にある排水弁を塞ぐグレーチング（フタ、縦・横515mm）に左足の踵が引っかかり、足が固定されたまま斜め横に転倒した為、左足首付近に負荷がかかり、左足を骨折負傷した。	31	50 ~ 99
4	13~14	生産1課製造区にて調合を行う機械の前を通る際に、土間で足を滑らせ右手をつくように倒れ、上半身右側を強打した。特に痛みがなかったので自己判断で業務を続行したが、せきをした際に右横腹に激痛がはした。	68	100 ~ 299
5	16~17	カニの原料処理中、バランスを崩して転倒しそうになり、左手をついたところ左手を痛め、左肩の脱臼を負った。	30	50 ~ 99
	10~	水産加工場入口付近にて、イリコの空箱を運んでいた際に足元が見えず、つま先を		1~

5	11	地面に引っ掛けてバランスを崩し、転倒した。転倒した際に地面に右手をつき、手首の筋を痛めた。	65	9
6	15～ 16	当社冷蔵庫作業場にて、リフトでの作業後、リフトから降り、椅子方向へと向かっている時、地面に設置されているドアストッパーに躓いてしまい転倒した。転倒箇所には椅子があり、座面部分に顔から倒れ、その反動で首を痛めた。また転倒時に体も捻ってしまい、腰も痛めた。	49	30 ～ 49
6	12～ 13	工場内2F廊下を昼休み開始のため食堂へ移動中、スロープ状になっている床面に足を滑らせ、尻もちを庇うため右手を床に着いた際、右手首を骨折してしまった。	50	50 ～ 99
6	9～ 10	工場内所定の作業場で通常作業を行っていたが、出荷時間が迫ってきたため、通常13名の作業を20名に増やして作業を行ったので、作業スペースが狭くなっていた。作業上移動しようと振り向いた時に、足下の台（プラスチック製、85cm×65cm×20cm）に躓いて左足甲を挫傷した。	36	30 ～ 49
7	10～11	被災者は、トイレに行った帰り、休憩室にて水を飲もうと立ち寄った際、床の水拭き清掃であったため、滑って足を捻った。被災当初は、軽傷と思い湿布を貼り作業に戻ったが痛みがひどくなったため、診察を受けた結果「右足関節捻挫」と診断された。	36	50 ～ 99
7	7・8	作業場で作業の準備を始めた時、移動中、下が水で滑っている。足を滑らせて転び、右手をついて骨折した。	67	1～ 9
7	8～9	本社工場1階前室にて床の清掃作業中に被災労働者が誤って足を滑らし、転倒したものと考えられる。	61	50 ～ 99
7	15～ 16	午後の休憩時間が終了したため、休憩室から仕事場に入るため長靴が置いてある所に向かって、スリッパを履いて歩いていたとき、床が少し濡れていたため、足が滑って転倒し負傷した。	49	10 ～ 29
		焼売成型作業において生産中、蒸し機出口での製品トラブルに対処しようと、製品搬送傾斜コンベア架台下を通り抜ける時、傾斜ネットフレームに頭部が接触し、		100

7	8~9	その勢いで後方に転倒した。その際、フレーム角部が頭部に接触したことによる裂傷、および転倒時に床で背中を強打したことによる肋骨骨折となり、骨癒合までは2ヶ月を要するとの診断を受けた。	46	~ 299
9	12~ 13	下処理室にて鮭の処理作業終了後、床がぬれていたのと細かい残渣があり滑りやすい状態だったため、左足をすべらせて転倒し後頭部と左脇腹を打った。	62	50 ~ 99
9	7~8	加工場内のプレハブ冷凍庫に、原料を取りに入り、取り出そうとした味噌だれの一斗缶に足をすべらせて後方にこけたとき、右腰上をぶつけて負傷した。	65	50 ~ 99
9	9~ 10	屋外の浮き置場にて、浮きを抱えて移動中、足元が見えなかった為ロープを踏んでしまいつまずいた際に、右足かかと、ふくらはぎを打撲・捻挫した。	28	1~ 9
9	17~ 18	主な作業が終わり、作業場でコンベアの清掃をしていた、床も清掃で濡れており、清掃前に靴底は洗い流していたが、海苔粉が落ちているので、滑りやすい状況にあり、滑って転倒した、転倒時、右腕をついて身体を支えたが、右腕に痛みが発生し動かせなくなり、右橈骨遠位端を骨折した。	22	50 ~ 99
9	16~ 17	工場1階の原料搬入口において、原料搬入作業が終わりフォークリフト操作の為、原料を搬入する所から約1.2m下の地面へジャンプしたところ着地に失敗し、右足首をひねった。	33	10 ~ 29
10	13~ 14	魚の処理工場で製品を運び終わり戻る最中に床が濡れていた為、足を滑らせ転倒した。その際、頭を強打したもの。	62	50 ~ 99
10	11~ 12	当工場内でカップを洗ってお昼の休憩に上がろうとしていたところ、近くにいた人と右足がぶつかり通路上で転倒し、負傷した。	61	50 ~ 99
10	17~ 18	掃除作業時に左手に残渣の入ったバケツを持ち移動中、床に足を滑らせて仰向けに転倒した。その際、右手を床についてしまい、手首を骨折した。	72	50 ~ 99

10	10～ 11	当事者がX線で除去された製品の再処理を行っていたときに、再処理の製品が入ったコンテナ（幅38cm）を手に持ち、X線の横の道路（幅50cm）を通ろうとした。その際、コンテナがX線に当たり、その反動でコンテナに胸部を勢いよくぶつけ、右肋骨にヒビが入った。	53	100 ～ 299
10	12～ 13	当社さば加工場内で機械横の通路を移動中、油分を含めた水分が床にあり、前方に足を滑らせ後ろ側に転倒、後頭部を床で打ち、たんこぶができた。こぶも大きく、首の痛みを訴えた（1週間以上の休業見込みあり）。	68	50 ～ 99
11	11～ 12	工場内で、バインダーを見ながら歩いていて、躓いて、転んで骨折をした。	52	50 ～ 99
11	10～ 11	鱈の焼き加工の為焼成機から流れてくる網を受け取る作業に従事していたが、タイミングトラブルで網が機械から落ちそうになっていたため、慌てて小走り気味で網を受け取りに行ったところ、足元が滑りお尻から転倒してしまった。	56	10 ～ 29
11	9～ 10	当社2階加工場において冷蔵庫への搬出入作業中、冷蔵庫から出たところで足を滑らし左側面から転倒、左肩を打撲し、診療の結果、肋骨骨折が判明した。	56	50 ～ 99
11	18～ 19	本社敷地内において、工場勤務終了後、車で帰宅するために本社工場建物出入口の外側にあるコンクリート製のスロープを降りようとしていたところ、雨で濡れて滑り易くなっており、途中で足を滑らせ、スロープ横側の段差下のアスファルト地面にうつ伏せの状態転倒した。その際に頭部前面を負傷した。履物はスリッパを履いていた。	57	50 ～ 99
12	13～14	魚函（発泡）を運んでいるときに段差につまずき転倒し、左脇腹を打ち負傷したものである。	73	10 ～ 29
12	16～17	当日は、会社内工場に於いて、梱包作業を終え、フローアの清掃作業に入ろうとした時、急ぎ足で歩いた為、足が滑り転倒した。その際、咄嗟に右手で身体をかばった為、右手首を負傷した。	38	30 ～ 49

12	3~4	同社工場内において、同僚が運転する保冷車に製品を積み込むため、作業場のプラットフォームで被災者が待機中、当該保冷車がバックでプラットフォームに到着した。被災者が荷台に乗り込もうとして足を荷台にかけたとき、車が停止位置を再度直そうと前方に移動したため、危険を感じ、咄嗟に1m下の地面に着地した際、左足踵に体重がかかり骨折した。	70	50 ~ 99
12	11~12	仕事を終えて帰宅するため、両手に作業着・長靴・バッグを抱え、正面玄関から向かって、左の方向へ小走りに出たとき、地面（アスファルト舗装）で左足（長靴着用）を捻って、そのまま左肩を下向きに転倒し、負傷した。	74	10 ~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html